

2008年12月12日 財規等の改正（有価証券（債券）の保有目的区分の変更）

現下の金融商品市場の状況や国際的な会計基準の動向等を受けて、企業会計基準委員会より「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い（実務対応報告第26号 2008.12.5）」が公表されました。これに伴い、財務諸表等規則等が改正され、2008年12月12日に公布されました（平成20年内閣府令第80号）。

なお、詳しくは下記の金融庁及び財務会計基準機構のウェブサイトをご覧ください。

（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等について（2008年12月12日））

<http://www.fsa.go.jp/news/20/20081212-1.html>

（債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い）

http://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/reclassification2/reclassification2.pdf

1) 「満期保有目的の債券」の定義の改正

「満期保有目的の債券」の定義として、「満期まで所有する意図をもって取得したものに限る」という限定が外されました。

2) 有価証券に関する注記事項の追加

流動性が乏しいことその他の事由により金融商品市場において時価で有価証券を売却することが相当期間困難である場合において、当該有価証券の保有目的を変更したとき、保有目的を変更した有価証券について、下記の事項を新たに注記する必要があります。

（連結財務諸表を作成している場合には、個別財務諸表における注記は不要）

ケース1：売買目的有価証券 →満期保有目的の債券	ケース2：売買目的有価証券 →その他有価証券	ケース3：その他有価証券 →満期保有目的の債券
その概要		
保有目的を変更した日及び変更の理由		
当該決算期における損益		
*期末における時価及び B/S計上額	*期末におけるB/S 計上額	*期末における時価及び B/S計上額
*保有目的の変更が財務諸表に及ぼす影響額		
		*期末における「その他有価 証券評価差額金」の額

*：当該決算期前に保有目的を変更した場合、当該決算期において注記する必要があります（重要性が乏しいものを除く）

-
- ・ 四半期（連結）財務諸表においては、当四半期（連結）会計期間において、前年度末に比して重要な変更又は著しい変動が認められる場合に注記が必要になります。
 - ・ これらの改正を受けて、財務諸表等規則ガイドライン等も改正されています。

適用時期：**公布日より施行**